一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県一関市厳美町字八幡六の二、七の一、七の四から七の七まで、舞川字河賀慶一二一の一、一二一の五、藤沢町黄海字川口沖七一、七四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字八幡六の二、七の一、七の五から七の七まで、字河賀慶一二一の五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年八月二十四日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県花巻市大迫町内川目第一五地割一三七の三八
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び花巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年八月二十四日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県一関市厳美町字市野々原一〇八の一九九（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年八月二十四日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県西磐井郡平泉町平泉字髭石五八・一一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び平泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年八月二十四日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県一関市大東町猿沢字七ツ森一二七の八・一二七の四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二七の四七、一二七の四八、室根町津谷川字大森一の二七、一の三一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十八年八月二十四日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
415474	福田　健児
415476	石原　慎也
415478	太田　恵輔
415480	西村　紀夫
415482	藤田　健吾
415484	山口憲二郎
415486	赤塩　康幸
415488	尾崎　友和
415490	村山　浩一
415492	市薗　啓太
415494	品川　敬太
415496	守田　康一
415498	山口　浩史
415500	勝山　大
415502	松井　久男
415504	生田　順也
415506	近藤　健陽
415508	工藤　洋行
415510	石川　賢治
415512	西川　元
415514	吉田　周平
415516	市川　聡
415518	長尾　彰久
415520	藤田　秀郎
415522	村瀬　貴之
415524	大田　寛樹
415526	佐々木雄一朗
415528	伊藤　光昭
415530	田中　保憲

登録番号	氏名
415475	山内　健二
415477	淺見　昌之
415479	尾崎　貴則
415481	藤木　達也
415483	藤田　佳弘
415485	吉岡　直司
415487	左近　裕子
415489	熊谷　純平
415491	杉山　重入
415493	鍵富　敬治
415495	深澤　雄二
415497	岸本　高史
415499	依田　直生
415501	清彦
415503	青柳　元訓
415505	朝長　義貴
415507	山本　隆之
415509	小林　勝
415511	堂伏　守孝
415513	德田　明子
415515	近藤　忠彦
415517	鍛治　静香
415519	石郷岡卓也
415521	松澤　一幸
415523	平野　敦士
415525	端山　宗尚
415527	常盤　誠
415529	吉川　聡
415531	西尾　祐司

○経済産業省告示第二百二十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十八年八月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十八年八月二十四日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	（変更後）	（変更前）
401887	片岡　玲子	小玉　玲子

○経済産業省告示第二百二十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十八年八月二十四日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
107891	成宮　康宏